

相模原市監査委員公表第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第6項の規定に基づき、市長からの要求に係る監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成22年4月28日

相模原市監査委員 大 貫 勲

同 石 橋 忠 文

同 久保田 隼 夫

同 小 池 義 和

## 1 監査の要求

本件監査は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第6項の規定に基づき、市長から平成22年2月25日付けで要求があった(別紙1のとおり)。

## 2 監査の実施

監査の実施に当たって、市長からの監査要求文に記載された事項を勘案し、次のとおり実施した。

### (1) 監査の対象事項

ア 公共下水道第72-1処理分区整備工事(1工区)(以下「本件工事」という。)に関する設計、積算、入札、契約、施工管理、工事請負費支出等及び一連の執行体制

イ その他都市建設局土木部藤野建設課における平成21年度公共工事(以下「その他工事」という。)に関する設計、積算、入札、契約、施工管理、工事請負費支出等及び一連の執行体制

### (2) 監査の着眼点

ア 藤野建設課における公共工事に関する事務が積算基準、積算資料等に基づき適正に執行されているか。

イ 藤野建設課における公共工事に関する事務において、誤りを防止するためのチェック体制が機能しているか。

ウ 藤野建設課における公共工事に関する事務において、組織や職員体制に問題がないか。

エ 公共工事におけるチェックリストや積算システム等に問題点がないか。

### (3) 実施の方法

都市建設局技術監理課、同局土木部藤野建設課(平成22年4月1日から緑土木事務所及び津久井上下水道整備課の一部に組織改正)及び企画財政局財務部契約課(同日から企画市民局財務部契約課に組織改正)を関係課とし、関係書類の確認を行い、関係課ヒアリングなどを実施した。

また、平成22年3月18日に都市建設局土木部長、同局技術監理課長、同局土木部藤野建設課長、同課担当課長及び企画財政局財務部契約課長(以下「関係職員」という。)から意見聴取を実施した。

### 3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

#### (1) 事実関係の確認

##### ア 藤野建設課の組織及び事務

###### (ア) 組織

平成21年度における組織体制は、都市建設局土木部に属し、庶務・道路班及び上下水道班が置かれている。

職員数は、土木職の課長1名、事務職5名(再任用職員1名含む。)、土木職7名の13名となっている。

###### (イ) 事務

平成21年度における藤野建設課の所掌する事務のうち、公共工事に関する主な事務は、相模原市行政組織及び事務分掌規則(平成19年相模原市規則第66号)第35条第6項には、次のように規定されている。

- a 道路、橋りょう等の管理、整備及び維持補修等に関すること。
- b 河川、水路の整備及び維持管理等に関すること。
- c 公共下水道、排水路等の整備及び維持管理等に関すること。
- d 市営簡易水道等の整備及び維持管理等に関すること。
- e 農業集落排水処理施設の整備及び維持管理等に関すること。

藤野建設課の事務の特徴としては、d及びeが挙げられる。

dの市営簡易水道等に係る事務は、藤野町地域の5箇所の市営簡易水道の整備及び維持管理等のほか、2箇所の民営簡易水道の水質検査計画及び運営指導並びに27箇所の小規模水道の運営に関する技術指導等である。市内に設置された市営簡易水道は、藤野建設課所管分のほか、津久井建設課所管の青根簡易水道のみである。

eの農業集落排水処理施設に係る事務は、平成5年から平成11年にかけて神奈川県と合併前の藤野町で整備された農業集落におけるし尿及び生活排水の処理施設の整備並びに維持管理等である。市内に設置された農業集落排水処理施設は、藤野建設課所管分1箇所のみである。

平成21年度における事務の特徴は、平成21年4月から7月まで「相模原市地域水道ビジョン」に係る事務があったこと、2箇所の簡易水道について水質改善の緊急対策事業を行ったこと及び国庫補助事業による

農業集落排水処理施設の機能強化事業を行ったことが挙げられる。

## イ 積算誤りの発生状況及び防止対策

### (ア) 発生状況

平成21年度における積算誤りによる入札の中止又は取消しは、入札参加業者から入札前の設計書に関する質問により積算誤りが見つかり入札を中止したものが6件、入札参加業者から入札後の疑義の申立てにより積算誤りが見つかり落札候補者の順位が変わってしまうことにより入札を取り消したものが10件、計16件となっている。その内訳は、下水道工事が12件、道路工事が3件、公園工事が1件となっており、公園工事1件を除く15件が土木部所管の工事である。

契約締結後に積算誤りが見つかったものは、本件工事1件のみである。これら17件のうち藤野建設課所管分については、3件である。

積算誤りの発生状況を見てみると、平成20年度の1件に対し平成21年度は17件(別紙2のとおり)となっている。

### (イ) 発生原因

土木工事に係る積算については、神奈川県市町村ASP積算システム(以下「積算システム」という。)を使用して行っている。

積算誤りの主な理由については、関係職員からの意見聴取において、「ほとんど単純なミスである。単純な手入力ミスとか、単価根拠が不明瞭なまま使用してしまっているとか、検算機能が十分に発揮されていなかった」、「平成15年度に発生した下水道整備工事における過大積算から少し時間が経ち、緊張感が少し薄れている」及び「経済対策、景気対策ということで工事の本数が少し増えたことも考えられる」旨の発言があった。

### (ウ) チェックリストの改正

平成15年度に発生した下水道整備工事における積算誤りを契機として平成16年8月23日にチェックリスト(以下「旧チェックリスト」という。)が策定され、土木工事の設計書の積算誤りの防止対策として検算時に使用されていた。

その後、平成21年5月19日開札予定の下水道工事における入札4件が積算誤りにより中止又は取消しとなったことを受け、技術監理課や下

水道整備課等により旧チェックリストの改正作業が行われた。これは、積算誤りの原因を分析し、その内容を反映させるべく旧チェックリストを改善するもので、同年8月4日にチェックリスト(以下「改訂版チェックリスト」という。)が策定された。

改訂版チェックリストの主な改正点は、次のとおりである。

- a チェックリストの構成を積算システムから出力される帳票の項目に合わせて見直しを行い、チェック項目を40項目から110項目とし、細部までの検算を行うようにした。
- b 検算者を2名から4名に増やし、それぞれに役割を分担することにより、責任の明確化と効率化を図った。

#### (エ) 設計積算業務適正化研修等の実施

積算誤りによる入札の中止又は取消しを受け、技術監理課では設計積算業務適正化研修を次のとおり実施している。

第1回設計積算業務適正化研修(平成21年8月13日、14日)

- ・対象者 土木行政に携わる全土木職員及び希望職員  
(出席者：194名(出席率：85.5%))
- ・研修内容 上司講話  
違算事例による留意事項  
改訂版チェックリストの運用説明  
公告から契約までの間における対応など

第2回設計積算業務適正化研修(平成21年10月27日)

- ・対象者 設計積算業務に携わる全土木職員  
(出席者：149名(出席率：84.2%))
- ・研修内容 積算システムの入力に関する留意事項  
検算に関する留意事項

第1回設計積算業務適正化研修の改訂版チェックリストの運用説明の中で、この研修以後の設計書の検算には改訂版チェックリストを使用するよう指示されている。

なお、土木工事の設計及び積算に携わる土木部及び環境保全部の課においては、平成21年9月から毎週1回、少人数グループによる土木工事の適正な執行についての勉強会を開催している。

#### (オ) 設計及び積算事務の適正執行通知

土木部所管の公共工事における入札が積算誤りにより度重なり中止又は取消しとなったことを受け、平成21年6月以降に設計及び積算事務の適正執行に向けた8件の通知が各課・機関へ出されている(別紙3のとおり)。

その中でも、改訂版チェックリストの運用説明が行われた第1回設計積算業務適正化研修後の平成21年8月21日に藤野建設課所管の公共工事の入札が積算誤りにより取消しとなり、同月24日付け都市建設局長通知「土木工事の適正な執行における設計積算書の検算体制の徹底について」では、次の指示が出されている。

- ・設計積算資料の全てを原議として取り扱うこと。設計積算書の原議は、積算システムで出力できる全ての帳票、数量計算書及び設計図面とし、これらにおける全ての入力値について各検算者のチェックを実施すること。
- ・改訂版チェックリストにより各検算者の検算行為の確実な実施を徹底すること。
- ・契約課に送付している、入札前の設計積算書の再検算の実施を早急に行うこと。
- ・特に単価における手入力箇所、単位数量の割戻し、有効数値の捉え方等について再確認を徹底すること。

#### (カ) 防止対策の効果

上記(ウ)から(オ)までの積算誤りの防止対策を講じた結果、平成21年8月24日付け都市建設局長通知が出された以後に積算が行われたもので、積算誤りにより入札が中止又は取消しとなったものは、藤野建設課所管の1件(平成22年1月12日入札公告、同月19日中止)である。

### (2) 本件工事に係る事務の執行等について

#### ア 設計及び積算事務の執行

(ア) 本件工事の実施設計については、指名競争入札の結果、平成19年10月11日に16,800,000円で業者Xと委託契約を締結し、平成20年3月24日に完成品を受領している。

(イ) 上記(ア)の実施設計を経て、設計担当者Aは、平成21年5月28日か

ら本件工事で使用する設計内容を積算システムに入力している。土木工事の設計において使用頻度の高いものについては、あらかじめ積算システム上に単価が登録されているが、「組立式マンホール(特1号)」については登録されていなかったことから、単価を手入力する必要があった。その際に、「26,800円」と入力するところを「2,680,000円」と入力してしまった。

この単価の入力誤りについて、設計担当者Aは積算終了時においても気付かず、旧チェックリストを使用して検算をした検算者B及びCも、数量や条件の確認を行ったが単価の確認を行わなかったことから、積算誤りに気付かなかった。

その後、設計担当者Aは設計書を検算者B、C、藤野建設課担当課長及び藤野建設課長を経て土木部長までの決裁処理に付したが、積算誤りは発見されなかった。このことについて、関係職員からの意見聴取において、「単価の部分は、間違っていないだろうという先入観があり検算をしていない」旨の発言があった。

#### イ 入札及び契約事務の執行

(ア) 契約課では、藤野建設課から入札関係書類を受領し、平成21年7月13日にながわ電子入札共同システム(以下「入札システム」という。)により、入札公告を行った。

(イ) 契約課は、平成21年8月6日に入札システムにより開札を行い、入札金額62,290,000円(税抜き)で業者Yが落札候補者となった。

契約課は、適正な積算による入札が行われたかを確認するため、落札候補者から工事費内訳書を入札システムにより受領し、同日中に藤野建設課へその点検を依頼する事務連絡の文書とともに送付した。工事費内訳書の確認については、関係職員からの意見聴取において、「契約課では、縦横の計が合っているかどうかを確認している。内容については工事担当課がチェックしており、契約課によるチェックは義務付けられていない」旨の発言があった。

(ウ) 藤野建設課は、平成21年8月6日に契約課から受領した工事費内訳書について、工事の入札に伴う落札候補者の工事費内訳書点検要領(以下「要領」という。)に基づき点検を行った。その際、設計担当者Aは、市

の設計額と業者Yの積算額を比較するため、任意で工事費積算内訳書を作成している。

設計担当者Aが作成した工事費積算内訳書において、業者Yが積算した「組立式マンホール(特1号)」が含まれるマンホール工〔公共〕の項目の金額は、市の設計額に比べ、17.1%という比率を示していた。この比率について、関係課ヒアリングにおいて、「積算に間違いはないであろうという前提で見てしまい、意味を深く考えなかった」旨の発言があった。

また、要領では、「直接工事費に占める割合が20%以上の項目で、かつ、その項目が市の設計と比較して50%以上相違する場合、落札候補者に対し、より詳細な積算資料の提出を依頼する」旨の確認手順が示されているが、マンホール工〔公共〕の項目は直接工事費に占める割合が15.9%であったことから、確認は行われなかった。関係職員からの意見聴取において、「20%に達していないので、大丈夫だと思った」旨の発言があった。

これらの結果、藤野建設課は、平成21年8月7日に「確認手順に照らし、支障となる項目は見受けられませんでした。」と契約課へ文書で回答している。

なお、平成21年8月13日と14日の両日の第1回設計積算業務適正化研修において、工事担当課に対し所管する全工事の設計書を確認するよう指示が出されているが、関係課ヒアリングにおいて、「本件工事については確認を行わなかった」旨の発言があった。

(エ) 契約課は、平成21年8月7日に藤野建設課からの回答を受け、同月19日に業者Yと契約金額65,404,500円で契約を締結した。

なお、藤野建設課からの回答文書には、設計担当者Aが作成した工事費積算内訳書が添付されていた。工事費積算内訳書におけるマンホール工〔公共〕の17.1%という比率については、関係職員からの意見聴取において、「見た記憶はどこかに残っている。ちょっと低いけど、経費の配分の問題だと思った」旨の発言があった。

(オ) 業者Yは、藤野建設課に対し平成21年8月19日付けで前払金の上限額である26,161,800円の請求書を提出した。藤野建設課は、

同日に支出命令の手続を行い、同年9月2日に支払いが完了している。

ウ 施工管理及び工事請負費支出事務等の執行並びに市の対応

(ア) 平成21年8月19日の工事着手後、藤野建設課長から監督員に任命されている設計担当者Aは、工事途中の設計変更の協議を延べ14回行っている。その内容については、「工事打合せ書」に記載され、藤野建設課長までの決裁処理に付しているが、そのすべてが工期末で一括して設計変更するといういわゆる精算設計の対象となっており、かつ、設計変更に要する金額は記載されていなかった。

(イ) 平成22年1月7日に工事が完成したことから、設計担当者Aは「工事打合せ書」の内容に基づき、同月13日から精算設計を行ったが、同月19日に「組立式マンホール(特1号)」の単価が「26,800円」ではなく「2,680,000円」と誤って入力されていることに初めて気づき、藤野建設課長へ報告した。

藤野建設課長は、平成22年1月25日と26日の両日にかけて、技術監理課長、土木部長、都市建設局長、契約課長、都市建設局所管の副市長に積算誤りの内容を報告した。

(ウ) 平成22年1月26日から2月1日にかけて業者Yと精算設計に向けた協議の中で、「組立式マンホール(特1号)」の積算誤りに係る協議を行った。同月2日に土木部長、技術監理課長及び藤野建設課長は、業者Yと面談し変更請負額について再協議を行ったが、業者Yの代表取締役からは「請負金額については、しっかり積算して算出した額であり、市単価に入力ミスがあるからといって変更に応じられるべきものではないと考える」旨の発言があった。

(エ) 平成22年2月8日に土木部長、藤野建設課長ほか同課職員2名、技術監理課長ほか同課職員2名、契約課長、総務課職員2名の計10名で、本件工事に係る市の対応について市顧問弁護士に法律相談を行ったが、市顧問弁護士からは、請負金額の減額に対する裁判になったとしても「法的には勝てない。業者は契約金額で工事を請け負ったので、単価の積算誤りなど内部の問題である。業者を説得することを優先すべきである」旨等の意見が出された。

(オ) 上記(ウ)及び(エ)を受け、最終的な判断に至った経過については、関係

職員からの意見聴取において、「契約の相手方にとっては、予定価格を定めた市の入札に参加し、落札しており、不当な利益を儲けているわけではないので、払うしかないという判断をした」旨の発言があった。

平成22年2月16日に市は「公共下水道整備工事の積算ミスについて」報道機関に資料の提供を行ったが、その中には「工事請負契約は既に締結され、契約自体は有効に成立しており、工事も既に完成していることから完成検査を実施し、契約代金の支払手続を行う。」と今後の対応について記載があった。

(カ) 藤野建設課は、精算設計に基づき、平成22年2月19日に業者Yと当初契約金額65,404,500円に対し、掘削量の減に伴う工事費の減等により2,069,550円減額する契約変更協議を行った後、契約課へ契約変更の手続を依頼し、契約課は、同日に業者Yと変更契約を締結した。

その後、藤野建設課は、平成22年2月26日の技術監理課による完成検査を経て、同日付けで業者Yから提出された請求書に基づき同年3月3日に支出命令の手続を行い、同月11日に工事残金の支払いが完了している。

(キ) 市長は、藤野建設課が発注した本件工事において、設計に係る厳重なチェック体制を敷いているにも関わらず、設計時の積算誤りが明らかになったため、平成21年度の同課における公共工事に関する事務執行の問題点について、地方自治法第199条第6項の規定により平成22年2月25日に市監査委員に監査要求を行った。

また、平成22年3月1日には、関係職員の懲戒処分を行った。

エ 藤野建設課における公共工事に関する事務の体制について

藤野建設課では、平成21年度に2箇所の簡易水道について水質改善の緊急対策事業を行ったこと、国庫補助事業による農業集落排水処理施設の機能強化事業を行ったことなどにより事務量が増加し、これらの事務に係る時間外勤務が認められた。

また、この時間外勤務を行った時期と、その他工事の一部の設計及び積算に伴い時間外勤務を行った時期の重複もあったが、年間を通して見てみると、この時期の時間外勤務時間はそれほど突出してはいない。

### (3) その他工事に係る事務の執行について

#### ア 市道役場道路改良工事

この工事は、平成21年7月27日に入札公告、同年8月20日に開札が行われたものである。路面覆工における覆工板の覆工板・鋼製マット賃料の積算について、開札後に入札参加業者からの疑義の申立てにより誤りが見つかった。時期が開札後であること及び正しい積算金額で入札が行われていた場合、最低制限価格に変更が生じるとともに、落札候補者の変更も生じることから、同月21日に入札は取消しとなった。

その後、再入札が行われ、平成21年10月30日に契約が締結されている。

#### イ 公共下水道第72-1処理分区整備工事(6工区)

この工事は、平成21年11月30日に入札公告が行われたが、その際には応札業者がおらず不調となった後、藤野建設課において再設計を行い、平成22年1月12日に入札公告、同月28日に開札が予定されていたものである。入札公告後に積算額を確認した際、鋼管推進工における労務費の夜間割増しを二重計上する誤りが見つかり、開札前であったことから同月19日に入札を中止したが、再設計の際には改訂版チェックリストによる検算を実施しておらず、積算誤りに気付かなかった。

その後、再入札が行われ、平成22年3月5日に契約が締結されている。

#### ウ その他の工事について

設計及び積算等一連の執行については、改訂版チェックリストを使用したことにより、検算で積算誤りが見つかり、設計書を適正に修正している事例が数件見られた。

## 4 問題点及びその対応

平成16年度に請求があった「公共下水道工事請負変更契約の締結についての住民監査請求」の結果を受けて提起された住民訴訟については、平成19年9月3日に和解が成立している。その和解条項については、「予定価格の積算の誤りの未然防止のため既に検算体制の充実などの予防措置を講じていることに加え、将来にわたり、再発防止に努める」との記載がある(別紙4のとおり)。

しかしながら、平成21年度に積算誤りにより入札が中止又は取消しとなった

事例が度重なり発生したこと及び契約締結後に積算誤りが見つかった事例があったことは、甚だ遺憾とするところである。

今回、平成21年度の相模原市都市建設局土木部藤野建設課における公共工事に関する事務執行に係る問題点等を検証してきたが、監査の結果、それらを改善するために対応すべき事項は次のとおりである。

(1) 工事請負契約における設計変更の際の手続の見直しを検討すること。

平成16年度に請求があった「公共下水道工事請負変更契約の締結についての住民監査請求」を受けて、監査委員として平成17年2月18日付けの相模原市監査委員公表第7号の中で「工事請負契約において工事内容の変更及び契約金額の変更が生じた場合、安易に精算設計で事務処理をすることのないように契約事務のマニュアルの作成、又は、工事請負契約約款の見直しなどを検討し、適正な契約事務を行うこと。」と要望している(別紙5のとおり)。

このようなことから、市長は、相模原市請負工事設計変更ガイドラインと相模原市請負工事設計変更事務取扱要綱(以下「要綱」という。)を策定したが、要綱第5条では、設計変更の手続の特例として当初契約金額に応じ、一定の範囲内の率で、かつ、一定の金額以内の変更については、まとめて工事変更設計書を作成することができることとしている。

本件工事については、延べ14回に渡り設計変更の協議を行い、そのすべてを要綱第5条に定める設計変更の特例に該当するものとして精算時にまとめて工事変更設計書を作成したが、設計変更の際に協議した「工事打合せ書」には「設計変更とする」旨の記載があるだけで、金額の算出はなされていなかった。このことについては、本件工事以外の工事についても同様の記載が見受けられた。

公共工事は、工事途中の要因等により設計変更を行う可能性があることは承知しているが、設計変更に伴う金額を「工事打合せ書」に記入するなど常に正確な積算に努められたい。

また、設計変更の手続ができる金額等について要綱の見直しを行うなど工事請負契約における設計変更の際の手続の見直しについて検討されたい。

なお、市議会においては、下水道工事に設計変更が多いことを問題として事前の設計を厳密に行うよう要望されていることも付け加えておく。

(2) 積算システムにチェック機能を設定すること。

土木工事の積算については、積算システムへの入力項目が多いため、積算誤りが発生する可能性がないとは言い難い。そのため、土木部においては、積算誤りの防止対策として改訂版チェックリストを使用した検算の充実を図り、一定の成果を上げているが、すべての入力項目を職員が常に正確に入力することには限界がある。

積算システムに単価や単位の入力誤りがあった際にエラー表示を出すようなチェック機能を設定し、積算誤りの防止対策を講じることを検討されたい。

(3) 検算専門組織の設置を検討すること。

関係職員からの意見聴取等において、度重なる通知及び注意喚起が行われたにもかかわらず十分な検算を実施しなかったことについて、「単価部分は間違っていないだろう」及び「積算に間違いはないであろうという前提で見てしまった」旨の発言があった。

検算時に改訂版チェックリストを使用したことにより、検算者が積算誤りを見つけ、設計書を適正に修正している事例も見られたが、積算誤りにより入札が中止となった事例も見受けられた。

そのため、設計及び積算を担当する部署を統括し、また、積算誤りの事例や原因分析の集約を図り、より確実な防止対策を構築するためにも、検算を専門に行う組織の設置を検討されたい。

(4) 契約課における工事費内訳書に対するチェック機能を強化すること。

関係職員からの意見聴取において、「契約課では、工事費内訳書の縦横の計が合っているかどうかを確認している。内容については工事担当課がチェックしており、契約課によるチェックは義務付けられていない」旨の発言があった。

しかしながら、土木工事に積算誤りが度重なり発生している現状及び契約担当部署としての責務に鑑みると、工事費内訳書のチェックを工事担当課に一任するような現状は十分ではないと思料する。

そのため、契約課に技術職職員を配置し、独自の検算を行う等自らのチェック機能を強化し、適正な契約事務の確保に努めることを検討されたい。

なお、契約課では、平成22年4月1日付けで要領を改正し、工事担当課が工事費内訳書の点検結果を回答する際に工事費内訳書点検用経費比較表の添付を義務付けるという改善を図っている。

(5) 契約締結後も早期に積算誤りを発見できる仕組みを検討すること。

上記(2)でも述べたが、土木工事の積算については、積算システムへの入力項目が多いため、積算誤りが発生する可能性がないとは言い難い。

そのため、契約締結後であっても積算誤りの早期の発見がその後の対応には重要である。

設計及び積算を行う職員と監督を行う職員を別にした場合、監督を行う職員は、設計及び積算の内容を詳細に確認することになり、相互牽制の観点からも積算誤りを発見する機会があると思料する。

横浜市や川崎市で採用しているように、設計及び積算を担当する職員と監督を行う職員を別にするなど積算誤りがあった場合にも早期に発見できる仕組みについて検討されたい。

(6) 積算誤りの防止対策について引き続き研究すること。

積算誤りの防止対策として、改訂版チェックリストによる検算の実施、研修会の開催、少人数グループによる勉強会の開催等により積算誤りの防止対策は一定の成果を上げているが、積算誤りにより入札が中止となる事例も見受けられた。

今後は、これまで行ってきた取組について検証を行い、積算誤りの防止に携わる担当者ごとのマニュアルを作成するなど効率的で効果的な積算誤りの防止対策が行えるよう更なる研究に努められたい。

(7) 事後処理の方法について検討を進めること。

本件工事については、市の積算誤りについて相手方と協議し、顧問弁護士も含めた法的検討も行い、契約代金を支払う結果となっているが、積算誤りの金額の大きさから考えると、結論に至るまでの期間が短い印象は否めない。

積算誤り等の問題が起こった場合の事後処理の在り方について検討を進められたい。

別紙 1

F N o . 0 ・ 8 ・ 1  
平成 2 2 年 2 月 2 5 日

相模原市監査委員 殿

相模原市長 加 山 俊 夫

平成 2 1 年度の相模原市都市建設局土木部藤野建設課における公共工  
事に関する事務の監査について(依頼)

このことについて、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 9 9 条第 6 項の規  
定により、次のとおり監査を依頼します。

#### 監査を求める事項

平成 2 1 年度の相模原市都市建設局土木部藤野建設課における公共工事に関する  
事務執行の問題点

- 1 公共下水道第 7 2 - 1 処理分区整備工事(1 工区)に関する設計、積算、入札、  
契約、施工管理、工事請負費支出等及び一連の執行体制
- 2 その他藤野建設課における平成 2 1 年度公共工事に関する設計、積算、入札、  
契約、施工管理、工事請負費支出等及び一連の執行体制

#### 請求の理由

藤野建設課が発注した公共下水道第 7 2 - 1 処理分区整備工事(1 工区)におい  
て、設計に係る厳重なチェック体制を敷いているにも関わらず、設計時の積算誤  
りが明らかになったため。

以 上  
都市建設総務室  
内線 3 1 0 2

(監査要求の内容は、原文のまま記載した。)

## 別紙2

## 平成21年度積算誤りによる入札の中止・取消案件一覧

No.	公告日	開札(予定)日	中止(取消)日	案件名	積算誤りの内容	対応	その後の状況
1	4月13日	5月12日	5月13日	公共下水道相模原系統整備工事(9工区)	一部の処分費について、諸経費補正の対象として積み上げ損なったもの	取消し	6月18日 契約
2	4月20日	5月19日	5月22日	公共下水道大野台地区雨水幹線整備工事(1工区)	下位内訳書の支圧壁内賃料(製品)バックロックの積算における日数の基準について、質問回答により提示した積算条件と異なる内容で積算したもの	取消し	6月25日 契約
3	4月20日	5月19日	5月13日	公共下水道相模原系統整備工事(1工区)	舗装厚の積算単位について、50mmとすべきところを5mmで積算したもの	中止	7月2日 契約
4	4月20日	5月19日	5月13日	公共下水道相模原系統整備工事(8工区)	路盤材の運搬距離について、4.4kmとすべきところを7.0kmで積算したもの	中止	6月25日 契約
5	4月20日	5月19日	5月22日	公共下水道相模原系統整備工事(3工区)	下位内訳書の地下埋設標示テープの積算単価を昨年度の単価で積算したもの	取消し	6月25日 契約
6	4月27日	5月26日	5月28日	公共下水道西大沼地区雨水幹線整備工事(1工区)	防球ネット撤去工について、諸経費を含んだ見積り単価を用いた上に、さらに諸経費計算の対象として経費の2重計上したもの	取消し	9月10日 契約
7	5月11日	6月3日	6月5日	公共下水道相模原系統整備工事(12工区)	建設機械運搬費の摘要欄において、誤って「28t車」と表記してしまったもの、及び下位内訳書内のマンホール「削孔費」の見積り単価において、類似単価査定率を適用しなかったもの	取消し	7月9日 契約
8	5月11日	6月3日	6月5日	公共下水道相模原系統整備工事(13工区)	マンホール「削孔費」の見積り単価において、類似単価査定率を適用しなかったもの	取消し	9月10日 契約
9	5月11日	6月3日	6月5日	公共下水道相模原系統整備工事(4工区)	建設機械運搬費の摘要欄において、誤って「28t車」と表記したもの	取消し	7月9日 契約
10	6月15日	7月1日	7月3日	公共下水道西大沼地区雨水幹線整備工事(1工区) 【再度公告入札】	電力基本料金の月数について『小数点以下1位(2位を切り上げ)で算出しています』と回答したが、小数点以下2位を切り捨てで積算してしまったことにより、積算金額に誤りを生じたもの	取消し	9月10日 契約
11	6月15日	7月1日	7月3日	公共下水道相模原系統整備工事(13工区) 【再度公告入札】	アスファルト合材の積算において、平成21年6月単価8,800円/tで積算すべきところ、平成20年4月単価7,000円/tで積算したもの	取消し	9月10日 契約
12	7月6日	7月30日	7月22日	市道相原大島(相原工区)道路改良工事	腹起材賃料、切梁材賃料の単価及び軽量鋼矢板賃料の積算入力を誤ったもの	中止	9月29日 契約
13	7月6日	7月30日	7月27日	都市計画道路相原大沢線(1工区)道路改良工事	土留支保工、腹起材賃料、切梁材賃料の単価及び軽量鋼矢板賃料の積算を誤ったもの	中止	9月29日 契約
14	7月27日	8月20日	8月21日	市道役場道路改良工事	路面覆工、覆工板の覆工板・鋼製マット賃料の積算を誤ったもの	取消し	10月30日 契約
15	8月24日	9月9日	8月26日	横浜水道道緑道整備工事	ベンチ設置の基礎工について、1基当たり2箇所のところを1箇所として積算したもの及び設計工種の一部について計上を漏らしたもの	中止	10月23日 契約
16	1月12日	1月28日	1月19日	公共下水道第72-1処理分区整備工事(6工区)	鋼管推進工における、労務費の夜間割増しを2重計上したもの	中止	3月5日 契約

## 【契約締結後に積算誤りが判明】

17	7月13日	8月6日		公共下水道第72-1処理分区整備工事(1工区)	組立特1号マンホール(個数=2)の単価の入力を誤ったもの		
----	-------	------	--	-------------------------	------------------------------	--	--

## 別紙 3

## 平成 2 1 年度における設計積算業務の適正執行通知

	日 付	発 信 者	件 名
1	平成 2 1 年 6 月 1 日	土木部長	設計積算業務の適正執行について
2	7 月 8 日	土木部長	設計積算業務における適正執行の徹底について
3	8 月 2 4 日	都市建設局長	土木工事の適正な執行における設計積算書の 検算体制の徹底について
4	8 月 2 7 日	宮崎副市長	土木工事の適正な執行における設計積算書の 検算体制の徹底について
5	1 0 月 1 日	都市建設局長	土木工事の適正な執行における設計積算書の 検算体制の徹底について
6	1 1 月 2 0 日	土木部長	土木工事の設計積算書の作成及び検算体制 の徹底について
7	平成 2 2 年 1 月 2 0 日	都市建設局長	設計積算における検算事務の徹底について
8	1 月 2 6 日	技術監理課長	設計積算書の単価の再確認について

#### 別紙 4

#### 平成17年(行ウ) 第17号 和解条項(概要)

- 1 被告相模原市長は、相模原市と補助参加人工事請負会社が平成15年5月14日付けで締結した「公共下水道中央地区第1汚水幹線整備工事(1工区)」に係る工事請負契約について、予定価格の積算に当たり相模原市が行った積算に誤りがあったこと、及び上記積算の誤りが平成16年2月10日に発覚した後に相模原市がとった措置に適切さに欠けるところがあったことを認め、予定価格の積算の誤りの未然防止のため既に検算体制の充実などの予防措置を講じていることに加え、将来にわたり、再発防止に努めることとする。

## 別紙 5

### 公共下水道工事請負変更契約の締結についての住民監査請求公表文（抜粋）

#### （5）要望

エ 本件工事のような積算誤りは、当然ながら予定していない事態であり、慎重な対応が望まれるところである。ところが、本件工事については、事前に契約課と相談することなく、工期末で一括して設計変更するといういわゆる精算設計で対応していた事実を確認した。工事請負契約において工事内容の変更及び契約金額の変更が生じた場合、安易に精算設計で事務処理をすることのないように契約事務のマニュアルの作成、又は、工事請負契約約款の見直しなどを検討し、適正な契約事務を行うこと。

参考資料

公共下水道第72-1処理分区整備工事(1工区)経過表

日 付	経 過
平成19年 10月11日	業者Xとの実施設計の委託契約締結
平成20年 3月24日	業者Xから完成品を受領
平成21年 5月28日	積算システムへ設計内容の入力作業を開始
6月24日	工事設計書の検算終了
6月26日	工事設計書を起票
6月29日	工事設計書の決裁 予算執行伺書起票、決裁
7月13日	契約課による入札公告
8月 6日	契約課による入札実施、工事費積算資料(工事費内訳書)点検 依頼を藤野建設課へ送付
8月 7日	工事費積算資料(工事費内訳書)点検結果を契約課へ回答
8月19日	契約課による業者Yとの契約締結 支出負担行為書起票、決裁 前払金支出命令起票(9月2日支払い) 業者Yによる工事着手
9月 7日 ～12月10日	業者Yと工事途中の設計変更の協議 (14件の設計変更対象の全てが精算設計対応)
平成22年 1月 7日	業者Yによる工事完成
1月13日	設計変更の協議に基づく精算設計開始
1月19日	積算誤り(「組立式マンホール(特1号)」の単価の入力誤り) 発見

1月25日 26日	技術監理課長、土木部長、都市建設局長、契約課長、都市建設局所管の副市長へ報告、対応協議
2月 2日	土木部長、技術監理課長及び藤野建設課長と業者Yによる協議
2月 8日	土木部長、藤野建設課長、技術監理課長及び契約課長等による市顧問弁護士への法律相談
2月16日	積算誤りへの対応についての報道提供
2月19日	契約課による業者Yとの精算設計に伴う変更契約締結 予算執行変更伺書及び支出負担行為更正書起票、決裁
2月25日	市長から市監査委員へ監査要求
2月26日	技術監理課による完成検査の実施
3月 1日	市長による関係職員の懲戒処分
3月 3日	工事残金支出命令起票(3月11日支払い)